<参考> 移行支援加算(通所リハビリテーション)とは

通所リハビリテーション計画に家庭や社会への参加目標を立てて提供したサービスによりADL・IADLが向上し、指定通所介護等に移行させたものに 算定される加算です。(12単位/日)

【算定基準適合事業所の要件】

- (1) 評価対象期間に通所リハの提供を終了した者のうち、通所介護等に移行した者の割合が3%以上であること。
- (2) 12/利用者の平均利用延月数≥27%以上であること。

※平均利用延月数

評価対象期間の利用者ごとの利用者延月数の合計 (評価対象期間の新規利用者数+評価対象期間の新規終了者) ÷ 2

- ※新規利用者数:終了から12月以上の期間後に再利用は含む
- ※新規終了者数:評価対象期間に利用を終了した人数
- (3) 評価対象期間に通所リハを終了した日から起算して14日以降44日以内に電話等により、通所介護等の実施状況を確認し記録していること。
- (4) リハビリ修了者が通所介護等の事業所へ移行するにあたり、当該利用者 のリハビリテーション計画書を移行先に事業所へ提供すること。

【評価対象期間】

当該加算を算定する年度の前年の1月から12月までの期間